

(案)

環境審第 号
令和8年 月 日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県環境審議会水循環保全部会
部会長 蔵治 光一郎

太田川圏域流域水循環計画の策定について（報告）

令和7年6月4日付け環水第139号による諮問を受け、静岡県環境審議会から当部会に対し付託されたことについて、審議した結果、別添のとおり結論を得たので報告します。

「太田川圏域流域水循環計画」の策定

(環境審議会 水循環保全部会)

1 審議の状況

令和7年度第1回静岡県環境審議会において審議の付託を受けた「太田川圏域流域水循環計画」の策定について、水循環保全部会は以下のとおり審議を行った。

| 回 | 月日 | 出席者 | 審議事項 |
|-----|---------------|-----|----------------------|
| 第2回 | 令和 7年 8月 29日 | 7人 | 現状と課題 |
| 第3回 | 令和 7年 11月 26日 | 7人 | 理念、将来目指すべき姿、目標、施策、指標 |
| 第4回 | 令和 8年 1月 9日 | 9人 | 太田川圏域流域水循環計画（案） |

2 策定の趣旨等

(1) 策定趣旨

太田川圏域における「域流域水循環計画」は、圏域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、国の水循環基本計画及び静岡県水循環保全条例に基づくとともに、静岡県環境審議会答申「流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方」（令和6年1月31日）に沿って策定した。

(2) 計画策定の着眼点

- 太田川圏域では、国、県、市及び関係団体等が水循環に関する様々な課題に対して各自で計画を策定し、施策を実施している。
- 本計画の策定に当たっては、各自の主体が、圏域の理念や将来目指すべき姿を共有し、水循環に関する施策等を連携して実施すること、更には、既存施策において未対応の課題が見出された場合には、それを新たな取組につなげる。

(3) 計画期間

2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間

3 計画（案）の概要

(1) 現状と課題

水質、水量、災害・治水、自然環境及び暮らしの5分類における現状を把握しそれぞれの課題を明らかにした。

(2) 理念及び将来目指すべき姿

現状と課題を踏まえ、太田川圏域流域水循環協議会（以下「協議会」という。）等での協議や住民アンケートにより、理念や将来目指すべき姿の案を設定した。

【太田川圏域の理念】

暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る
～地域の貴重な資源である水を将来世代に継承するために～

【太田川圏域が目指すべき健全な水循環の姿】

- ◆清らかで豊かな流れをはぐくむ自然環境の維持又は回復
- ◆水災害の恵みを受ける産業と暮らしの調和のとれた発展
- ◆水災害（水害・土砂災害・渇水）の被害軽減

(3) 健全な水循環の維持又は回復に関する目標

健全な水循環の姿を目指すため、更には、圏域の理念の実現に向けて、協議会での協議等を踏まえ、健全な水循環の維持又は回復に関する目標を定めた。

(4) 目標を達成するために実施する施策

健全な水循環の維持又は回復に関する目標を達成するため、水循環に関連する各部局等の取組を整理した上で、協議会等での協議を行い実施すべき24施策を位置づけた。施策の実施に当っては、「流域総合水管理」の考え方に基づき、流域治水・水利用・流域環境の間に相乗効果や利益相反の関係が生じる可能性があることに留意し、施策間の相互調整を図りながら実施するよう努めることとする。

(5) 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

計画の確実な推進のための指標及び目標値を設定した。

- ・目標の達成状況を把握する「健全な水循環の状態を表す指標及び目標値」
- ・施策の進捗状況を把握する「施策の進捗状況を管理する指標及び目標値」

理念　暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る

～地域の貴重な資源である水を将来世代に継承するために～

